

大館市市有林J-クレジット創出事業に係る共同運営体公募実施要領

大館市森林経営計画の対象森林（以下「市有林」という。）において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出を市と共同で取り組む者（以下「クレジット創出者」という。）、市有林の整備を行う林業事業者（以下「林業事業者」という。）及びJ-クレジットの販売促進を行う事業者（以下「クレジット販売促進事業者」という。）、もしくはJ-クレジットを自ら購入する事業者（以下「クレジット購入者」という。）で構成される共同運営体（以下「共同運営体」という。）を公募するにあたり、必要な事項を定める。

1. 事業の概要

(1) 事業名

大館市市有林J-クレジット創出事業

(2) 事業目的

市有林2,409.57haを対象に、市と公募により選定された共同運営体が、航空レーザデータなどを活用して効率的にJ-クレジットを創出し、そのJ-クレジットの販売により得られる収益を活用して市有林の整備に取り組むことで、地球温暖化防止対策を推進する。

(3) 事業内容

別添の「仕様書」のとおり。

(4) 事業スキーム

ア 市は、J-クレジット創出事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、クレジット創出者、林業事業者及びクレジット販売促進事業者、もしくはクレジット購入者で構成される共同運営体を公募する。

イ 市は、当該公募に企画提案書を提出した運営体の中から最良の企画提案をした運営体を共同運営体として選定し、事業実施に係る「大館市市有林J-クレジット創出事業に関する協定」（以下「協定」という。）を締結する。

ウ 市と共同運営体は協定に基づき事業を実施し、J-クレジットを創出する。

エ 創出したJ-クレジットは、市が所有する。

オ 共同運営体は、市が取得したJ-クレジットの販売活動を支援、もしくは自ら購入する。

カ 市は取得したJ-クレジットの販売益を活用して共同運営体に市有林の整備を委託する。

キ 共同運営体は、J-クレジットの創出に要した経費や販売活動の支援、購入状況等について市に報告し、市は、J-クレジットの発行量をはじめ、森林整備及び管理に要した経費並びにJ-クレジットの創出に要した経費、販売活動の支援、購入状況等について検証を行い、適正であれば、それら経費を支払うものとする。

(5) 協定期間

協定締結の日から令和16年3月31日（協議により延長可能とする。）

2. 公募の方法

公募の方法はプロポーザル方式とする。

3. 公募のスケジュール

令和8年1月13日（火）公募開始

令和8年1月16日（金）質問書の提出締切（午後4時まで）

令和8年1月21日（水）質問に対する回答

令和8年1月27日（火）参加資格審査申請書等の提出締切（午後4時まで）

令和8年1月30日（金）一次審査（事務局審査）（以下「一次審査」という。）

結果の通知

令和8年2月5日（木）企画提案書等の提出締切（午後4時まで）

令和8年2月5日（木）辞退届の提出締切（午後4時まで）

令和8年2月18日（水）二次審査（プレゼンテーション）（以下「二次審査」という。）
(予定)

令和8年2月24日（火）選定結果の通知（予定）

令和8年3月 協定締結（予定）

4. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 参加申し込み時において、「大館市入札参加資格に関する要綱」第3条第1項第1号から第5号に規定する欠格者でないこと。
- (2) 業務の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- (3) 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (4) 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請、クレジット認証申請事務、クレジット販売支援等事務、もしくは自らクレジットの購入を遂行することができる体制を整備していること。
- (6) 伐採から造林まで一貫した森林経営をすることができる体制を整備していること。

5. 運営体の構成等

- (1) 本公募に参加する運営体は、代表事業者を定め、公募に係る手続きは代表事業者が行うこと。
- (2) 各事業者は、本公募に参加するほかの運営体の構成事業者になることはできない。

(3) 参加資格審査申請書提出後の運営体の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問は、所定の質問書（様式1）に記載し、電子メールにより林政課あて（sinrin@city.odate.lg.jp）に送信すること。なお、送信後、電話による受信確認を行うこと（土日等閉庁時間にメールを送信した場合は、翌開庁日に電話すること）。

(2) 質問書の受付期間

令和8年1月13日（火）午前9時から令和8年1月16日（金）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、参加申し込みをした全ての事業者に對し令和8年1月21日（水）までに電子メールで送信する。なお、質問書を提出した事業者への回答は、個別には行わない。また、回答に対する再質問は受け付けしない。

(4) 回答書の取り扱い

寄せられた質問の回答については、必要に応じて本要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

(5) 留意事項

電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」とすること。

定められた様式以外での質問は一切認めない。

電子メール以外での質問は一切認めない。

評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、審査委員等）は受け付けない。

7. 参加資格審査申請書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

参加資格審査申請書（様式2）1部

ア 参加資格審査申請書鑑

イ 事業者概要

- ・共同事業者ごとに作成すること。
- ・事業者概要が分かるパンフレット等資料があれば添付すること。

ウ 運営体構成図

- ・本事業における共同事業者の役割を分かりやすく図示すること。
- ・運営体構成図においては、定められた事項を網羅している場合、任意様式での提出を妨げない。

エ 森林管理プロジェクト及びJ-クレジットの創出実績

オ J-クレジットの販売実績

カ J-クレジットの購入実績

エ～カに記載した業務実績については、記載内容を証する書類として、契約書等の該当部分の写しを提出すること。

キ 森林経営実績

- ・森林経営計画を策定している場合、森林経営計画認定書の写し（変更があれば変更後のもの）及び森林の状況及び伐採計画の写しを添付すること。
- ・下記資格を保有している場合、証する書類の写し（資格証等）を添付すること。

森林総合監理士

林業普及指導員資格試験合格者

技術士（森林部門） 選択科目は問わない

林業技士

認定森林施業プランナー等

登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの） 1部

定款の写し 1部

誓約書（様式3） 1部

納税証明書の写し（発行から3か月以内のもの） 1部

（2）受付期間

令和8年1月13日（火）午前9時から令和8年1月27日（火）午後4時まで。

8. 企画提案書の提出

（1）提案書類及び提出部数

企画提案書鑑（様式4） 1部

企画提案資料（任意様式） 10部

参考見積書（任意様式） 10部

電子データ（CD-RまたはDVD-R） 1枚

（2）受付期間

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで。

（3）企画提案書作成上の留意事項

提案方法等

ア 企画提案書を提出する運営体は、1提案しか提案できない。

イ 提案方法は、文書によることを原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

ウ 用紙の規格は、A4版とし、用紙の縦横は問わないが10枚以内（両面印刷可）とする。

エ 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用してかまわない。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定できるものの使用は一切認めない。

オ 提案の内容は、他からの転載を禁じる。

カ 提案の内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補完資料、図面等は受理しない。

キ 電子データは企画提案書を元のソフトウェア形式のままCD-RまたはDVD-Rに格納する

こと。

事業実施体制等

次の事項について記載すること。また、企画提案書を提出する共同運営体以外の関係機関、企業、団体等と連携もしくは再委託を行う場合は、その内容についても必ず記載すること。

ア 森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出や航空レーザによる森林解析並びにJ-クレジット制度に精通していることが客観的に判断できる実績、資格及び職務経歴など

イ J-クレジットの販売支援、もしくは購入に係る具体的な手法、人員配置、実績など

ウ 森林経営に精通していることが客観的に判断できる実績、資格及び職務経歴など

提案の内容

次の事項について提案の内容を記載すること。

ア J-クレジットの創出

- ・運営体が負担する業務に要する経費、その算定根拠及び経費を抑制する取組
- ・J-クレジットの目標創出量、その算定根拠及び目標を達成するための取組

イ J-クレジットの販売促進・購入

- ・発行されたクレジットの販売を促進する取組や販売予定時期、販売予定価格
- ・クレジットを自ら購入する数量や購入予定価格

ウ 市有林の整備

- ・市が指定する市有林の整備の内容

エ 独自提案

- ・市に有益となるような独自提案（複数提案可）

業務工程

J-クレジット創出と市有林整備の工程を表形式で記載すること。

参考見積

本事業における共同運営体が負担する業務に要する経費について、仕様書の役割（業務内容）毎に直接人件費+諸経費等必要額を積み上げて作成すること。

9. 参加資格審査申請書、企画提案書の共通事項

(1) 提出書類は、大館市産業部林政課森林整備係（16. 担当部局）まで郵送により提出すること。郵送の方法は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

また、応募に係る一切の経費については、応募者の負担とする。また、受理した提出書類等は、選考結果に関わらず、一切返却しない。

(2) 配達証明をもって受領確認とする。

(3) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

(4) 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

10. 審査

本プロポーザルについては、別表の評価項目と評価基準に基づき、当該事業に最も適した提案を行ったと認められる運営体を選定する。

なお、一次審査、二次審査ともに、審査結果についての異議申し立ては受けつけない。

(1) 一次審査（事務局審査）

参加資格審査申請書を提出した運営体が参加資格要件を満たしているか審査する。

参加資格要件を満たす運営体を対象に、事務局が提出書類による評価を行い、評価点の上位3者を選定する。

ア 事業実施体制

イ 業務実績

参加申込運営体が3者以内の場合は、参加資格要件を満たす全ての提案者を選定者とする。

一次審査の結果は、令和8年1月30日（金）に電子メールにて速報し、かつ、書面にて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は、プレゼンテーション及び事業者へのヒアリングにより行う。また、審査の順番は参加資格審査申請書の受付順とする。なお、二次審査は非公開とする。

審査委員会は企画提案内容を採点し、一次審査と二次審査の合計点数の比較により、最優秀提案運営体及び優秀提案運営体それぞれ1者を選定する。なお、参加申込運営体が1者であっても審査は実施する。

審査の結果、評価点の合計が6割以上の者から最優秀提案運営体及び優秀提案運営体を選定する。

結果評価点が同点の場合は、審査委員長の評価点が高い者を上位とする。

プレゼンテーションについて

ア 実施場所 一次審査の結果通知時に場所等の詳細を連絡する。

イ 実施日 令和8年2月18日（水）（予定）

一次審査の結果通知時に日時を連絡する。

ウ 出席者 1運営体につき6名以内とする。

エ 持ち時間 1運営体あたり説明を20分、質疑応答を10分以内とする。

オ 説明資料等 提案内容の説明は、提出済みの企画提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて質問に回答するために、詳細に、あるいは補足的に説明することを妨げない。

カ 貸出物品 机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンについては、審査委員会事務局が準備する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、運営体の負担において用意すること。

キ その他 運営体が通知された時間までに参集しなかった場合には、二次審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。また、提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正・差し替

えは認めない。

1 1 . 選考結果の通知

二次審査の結果については、参加運営体全てに書面にて通知するとともに、令和8年2月24日（火）までに、電子メールで通知し、ホームページで公表する。

公表する内容については、次のとおりとする。ただし、最優秀提案運営体とならなかった二次審査に参加した運営体（以下、「非選定者」という。）については得点のみ公表するものとし、その名称、所在地及び代表者名は公表しない。

また、選定結果等の問い合わせについては一切応じない。

- (1) 提案書を提出した運営体の件数
- (2) 最優秀提案運営体の名称、所在地及び代表者名
- (3) 評価項目、配点及び最優秀提案運営体並びに非選定者の得点

1 2 . 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 本要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) その他審査委員会又は市が不適格と認めた場合

1 3 . 協定の締結等

市は、選考により決定された最優秀提案運営体と協議し協定を締結する。

なお、最優秀提案運営体が協定締結までの間に国又は地方公共団体から入札資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたとき、もしくは協定内容の協議が不調に終わったときには、優秀提案運営体と協定締結の協議を行うものとする。

1 4 . プロポーザルの辞退

企画提案書を提出した運営体がこれを辞退する場合には、書面により大館市産業部林政課森林整備係（16. 担当部局）へ届け出ること。届け出の期限等は、以下のとおりとする。

- (1) 届出の期限 令和8年2月5日（木）午後4時
- (2) 届出の方法 郵送により提出すること。郵送の方法は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
- (3) 届出の様式 任意

1 5 . その他

- (1) 提出された書類等は、提出者に無断で本件に係る業務以外には使用しない。

(2) 市は、提出された書類について、審査及び説明の目的に写しを作成し使用することができる。

16. 担当部局（問い合わせ、提出先）

名 称：秋田県大館市産業部林政課森林整備係

所 在 地：〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸13番地19

電話番号：0186-43-7147（森林整備係直通）

F A X：0186-49-3133

メールアドレス：sinrin@city.odate.lg.jp

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年1月13日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、協定締結の日をもって、その効力を失う。